

行政報告に対する質疑（ポイント）

※ 21日に行われた議会。この日の吉岡の発言のお知らせです。

ポイント（1）【一事不再理の原則】は、事実に合わない！と主張。

森本組は、産業廃棄物の関係で3つの犯罪を犯しています。
残りの犯罪2つが残っているのに、【一事不再理の原則】だと言って、
森本組に対して【おとがめなし】にしたのです。

その件で【なぜ、残りの違法行為が2つも残っているのに、一つだけで、【一事不再理の原則】に当てはまるのかと、質問しましたが、いろいろ説明しましたが、この点の説明はありませんでした。

因みに、その制裁とされたのは、マニフェスト違反で1つだけであって、
それが、「2週間の指名停止」だけでした。

この「2週間の指名停止」期間は、数百万程度の事業で大きな入札はなく、
ほとんど意味はありませんでした。

ポイント（2）瀧町長は【一時保管】自体を否定した。

瀧前町長の答弁に実に大きな矛盾・落とし穴がありました。

おそらく瀧町長は、身内の森本組をかばいたい気持ちだけで【最も否定したい・最もごまかしたい不法投棄という事実】を結果として「論理的に認める」という大失態をしていたのですが、本人は気づかなかったようです。

不法投棄を発見したリブロックという会社が、安平町に「森本組が積んだ産業廃棄物の前に掲示板が立っていない」と、事実を伝えたのです。

この時の瀧町長の議会での発言が全てをあらわにしました。

「掲示板については、一時保管でないため該当しないことを確認している。」

（平成28年10月臨時議会）

この**発言の重大性**に気づきましたか？

そもそも「一時保管」には、2種類あります。

1つは、届け出された「一時保管」

（知事の事前の許可ある。）（掲示板・囲いがある。）

2つめ、不適正【一時保管】・・・違法な保管。振興局はこの点（だけ）を指摘。

（知事の事前の許可**なし**。）（掲示板・囲いが**なし**。）

しかし、瀧町長は「**一時保管ではない**」と主張したのです。

つまり、森本組が大量に土取り場に積み上げ、土中に埋めた行為を【届け出された一時保管】（合法）でもないし、「不適正一時保管」（違法保管）でもない【一時保管】そのものを瀧町長は**否定**したのです。

では、それなら、あの、地中1.2mに及ぶ産業廃棄物の投棄物は何なのだ？

一時保管ではなく、大量の産業廃棄物が、ブルで埋められキャタピラの跡がはっきり残っている。

掘り出された産業廃棄物は、**汚泥が60.54 t、コンクリートガラが16.07 t。**

「一時保管」でなければ、【不法投棄】そのものと言うことになるのではないか？

この指摘に関しては、村井副町長は、「途中から瀧町長のとらえ方が変わった」との趣旨で話されたが、私の反論は、この時点で止められました。